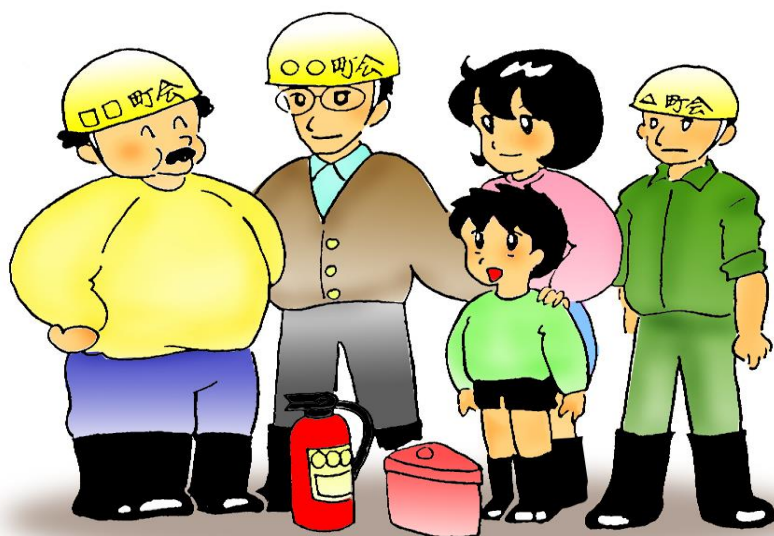


自主防災組織

設立の手引



桜井市危機管理課

“自主防災組織”はなぜ必要？

阪神・淡路大震災では、救出された人の約98%が、近隣住民などにより救出され（自力：34.9%、家族：31.9%、友人・隣人：28.1%、通行人：2.6%）救助隊などによって救出された人は、わずか1.7%に過ぎないという報告があります。

このことから地域の方々が、自発的に自主防災組織を結成し、日頃から地震などの災害に備えた防災活動を展開していくことが重要であるとお分かりいただけると思います。

災害から身を守り、財産を守るために、一人ひとりが災害に備えて普段から十分な準備をしておくことが大切です。しかし、個人の力には限界があり、大きな災害にひとり立ち向かうことは困難でもあり、危険です。このようなとき、隣近所の人たちが協力し、助け合える組織が自主防災組織です。

（１）自主防災組織とは、自主的に防災活動を行う組織のことです。

（２）自主防災組織は通常、地域（コミュニティ、自治会、小学校区単位の範囲）で組織されるものです。

そして、地震や水害などの災害が発生したときには、地域内で中心となって、自らの身を守るための防災活動を行います。

つまり、いざ災害が起こったときに、自らの身を守るために地域内で自主的に活動する組織を、自主防災組織と呼んでいます。

大地震などの災害が発生した場合、市役所や消防署などの防災機関は、全力を上げて防災活動を行いますが、家屋倒壊、道路・橋梁の損壊、水道管の破損や停電などにより活動が制限され、災害対応能力が大きく低下することが考えられます。

そのような時、被災地内外の住民の自助・共助の力が必要となります。

「自らの身は自らが守る（自助）」ことが基本です。

しかし、自分で守れないときは・・・？「自らの地域は相互に助け合い皆で守る（共助）」という取り組みこそが地域の防災力を向上させ防災対策の重要な柱となるために、自主防災組織は必要とされるのです。



自主防災組織をつくりましょう！

自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成します。

1. 組織の規模

地域住民がもっとも効果的に活動が行えるよう地域の実情により、その規模を決めます。

- ・住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待されること。
- ・日常生活にとって、基礎的な地域として一体感を有すること。

※具体的には、自治会や町内会組織などを活用する方法があります。

2. 組織の編成

組織を結成したら、リーダーを決め、次のような班を設けると、効果的な活動を行うことができます。

○情報班 ○消火班 ○救出・救護班 ○避難誘導班 ○給食・給水班等

また、円滑に運営するには、組織の規約や防災計画などを策定しましょう。

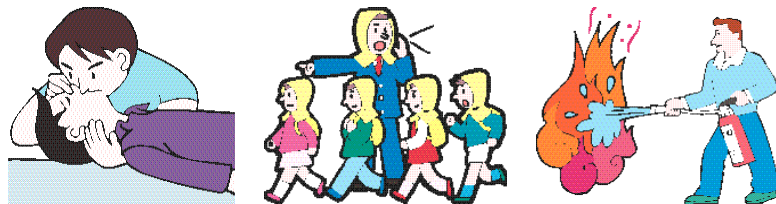
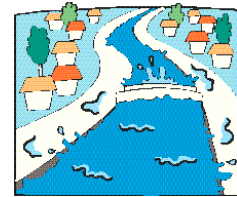
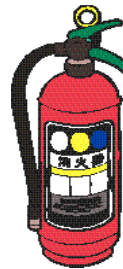


3. 組織の活動

自主防災組織の活動には、災害に備えて被害の拡大を未然に防止するために、日ごろ行う活動と災害発生後に行う活動があります。

(1) 平常時の活動

1. 防災についての理解と協力
2. 災害弱者（災害要援護者）の把握
3. 災害時の行動計画の作成
4. 地区内の危険な場所の確認
 - ・ 消火器を始めとする初期消火器具の点検
 - ・ プロパンガスボンベの設置状況
 - ・ 燃えやすいものの放置状態
 - ・ 違法駐車や放置自転車
 - ・ ブロック塀や石垣の点検
 - ・ 看板や自動販売機の設置状況
 - ・ がけ、よう壁、堤防などの状態等
5. 防災資機材の整備
 - ・ ヘルメット・毛布・手袋・携帯ラジオ
 - ・ タオル・懐中電灯・笛・非常食・消火器
 - ・ ロープ・バール等の救出資機材
 - ・ ハンドマイク・はしご
 - ・ 防水シート・救急医薬品等
6. 防災訓練の実施
 - ・ 初期消火訓練・避難誘導訓練・応急救護
 - ・ 救出訓練・情報収集・伝達訓練
 - ・ 給食、給水訓練・図上訓練等



(2) 災害時の活動

災害時には自主防災組織は災害による被害を防止・軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織として期待されています。

1. 地区内の被害状況の確認・報告

災害発生後、すみやかに地区内の被害状況をまとめて市の災害対策本部に報告しましょう。

2. 負傷者の救出

負傷者の捜索、救助及び軽傷者の手当を行いましょう。

3. 消火活動

二次被害を防止するために、応急的な消火活動（初期消火）を行いましょう。

4. 避難誘導

地区内住民を安全な場所に誘導し、介護が必要な人への援助活動を行いましょう。

5. 物資分配活動

備蓄食料や炊き出しなどの給食の配分及び救援物資の分配活動を行いましょう。

〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の互助協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇地区の世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 〇名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 幹事 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 監査役 〇名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 役員は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(相談役)

第8条 本会に、相談役を置くことができる。相談役は、役員において推挙した者に委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会をおく。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次のことを審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会で特に必要と認めたこと。

(役員会)

第11条 役員会は、前条第6条の役員をもって構成する。

- 2 役員は、次のことを審議する。
 - (1) 総会に審議すること。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他役員が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - (2) 防災意識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要なこと。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会で報告しなければならない。

(会則の変更)

第15条 本会の会則は、総会の決議を経て変更する。ただし、緊急を要する場合は、役員会の決議で変更し次期総会において承認を得ることとする。

附 則

この規約は平成〇年〇月〇日から施行する。

自主防災組織を結成されたら、自主防災会設立届書（別記様式）と添付資料を添えていただき、市役所危機管理課に届け出てください。

別記様式

平成 年 月 日

桜井市長 様

〇〇自主防災会
会長 〇〇 〇〇 ㊟

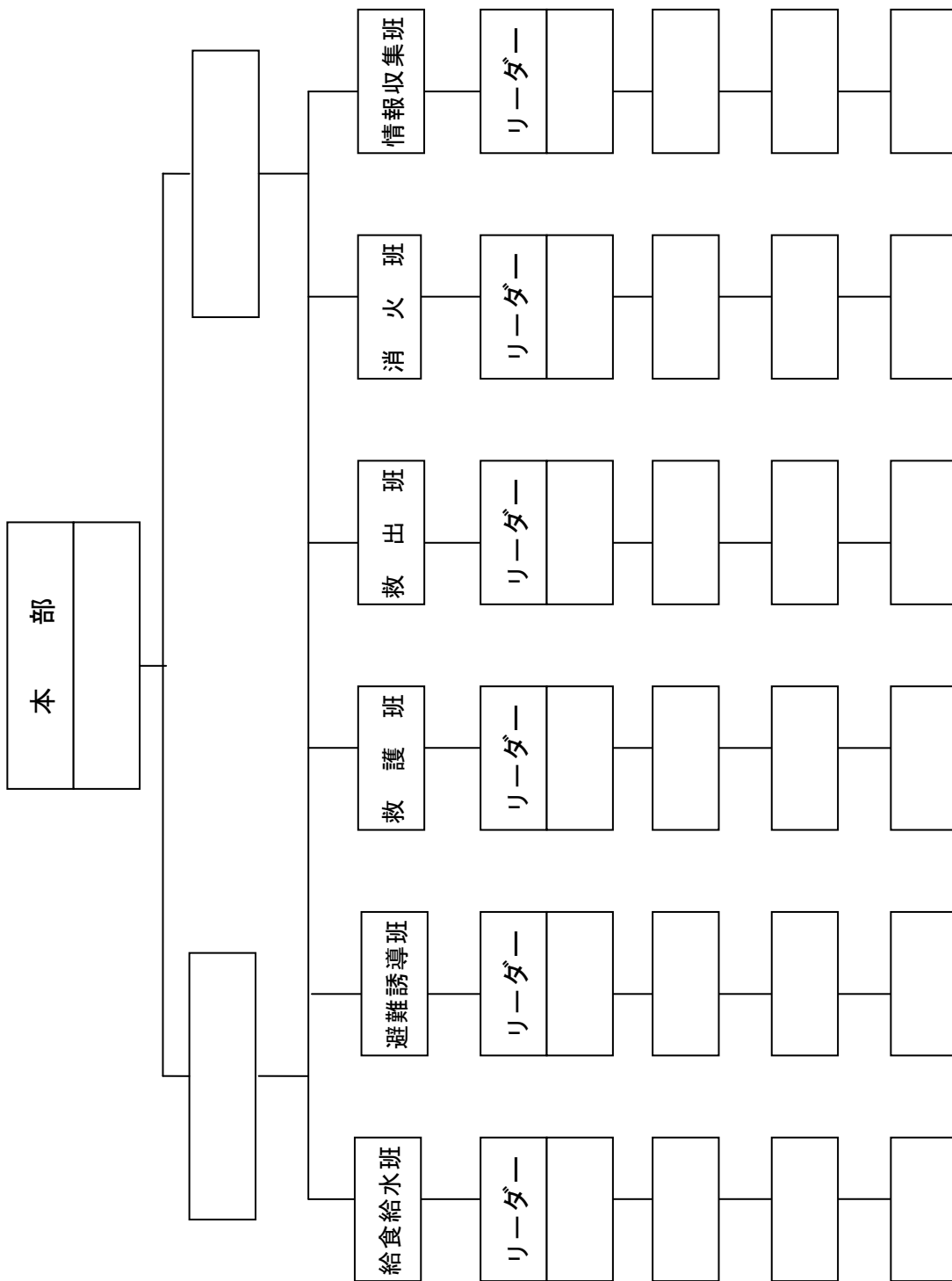
〇〇自主防災会設立届

〇〇において、平成 年 月 日付けで自主防災会を設立したので、
別紙のとおり下記添付資料を添えて届出ます。

記

1. 添付資料 規約
役員名簿
班編成図
2. 〇〇自主防災会関係世帯数
〇〇世帯（平成 年 月 日現在）

自主防災会の運営（班編成）



自主防災組織防災計画

〇〇自主防災会 防災計画

1. 目的

この計画は〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震、その他の災害による人的・物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 情報の収集・伝達に関すること
- (5) 出火防止、初期消火に関すること
- (6) 救出救護に関すること
- (7) 避難誘導に関すること
- (8) 給食・給水に関すること
- (9) 防災資機材等の備蓄および管理に関すること

3. 防災組織の編成および任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

- (1) 編成
別紙のとおり
- (2) 任務分担
 - ①本部 本会の運営、防災関係機関との連絡調整
 - ②情報班 被害情報の収集と伝達
 - ③消火班 初期消火活動
 - ④避難誘導班 住民の避難場所への誘導と安否確認
 - ⑤救出救護班 負傷者の救出救護
 - ⑥給食給水班 食料、飲用水の調達と炊き出し、分配

4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項
普及事項は次のとおりとする。

- ア 防災知識および防災計画に関すること
- イ 地震・火災・水災等についての知識に関すること
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- オ その他防災に関すること

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌・パンフレット・リーフレット・ポスター等の配布
- イ 座談会・講演会・映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5. 防災訓練

大地震等災害の発生に備えて、情報の収集伝達・消火・避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練および総合訓練並びに図上訓練（DIG）とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期および回数

- ア 訓練は原則として春季および秋季の火災予防運動期間中ならびに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集は、地域内の災害情報、災害関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。(具体的な伝達の経路、担当者を記しておく)

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

7. 出火防止および初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底をはかるため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ア 可搬式(小型)動力ポンプの防火水槽付近への配備
- イ 消火器、水バケツ等の各家庭への配備

8. 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要するものが生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近のものは、救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めるときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア〇〇病院
- イ〇〇診療所

(3) 防災関係機関の出動要請

防災会長または救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要と認めるときは、防災関係機関の出動を要する。

9. 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長が、避難準備情報、避難勧告・指示を発表したとき、または会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地及び一時避難所に誘導する。

(3) 避難路、避難地及び一時避難所

ア 避難路 ○○通り、ただし○○通りが通行不能等の場合は、○○街道とする。

イ 避難地 ○○公園

ウ 一時避難所 ○○集会所

10. 給食・給水

避難地等における給食および給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班は、市から配分された食料、地域内の家庭または米穀類販売業者等から提供された食料等の配分・炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水や水道水、また井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11. 防災資機材等

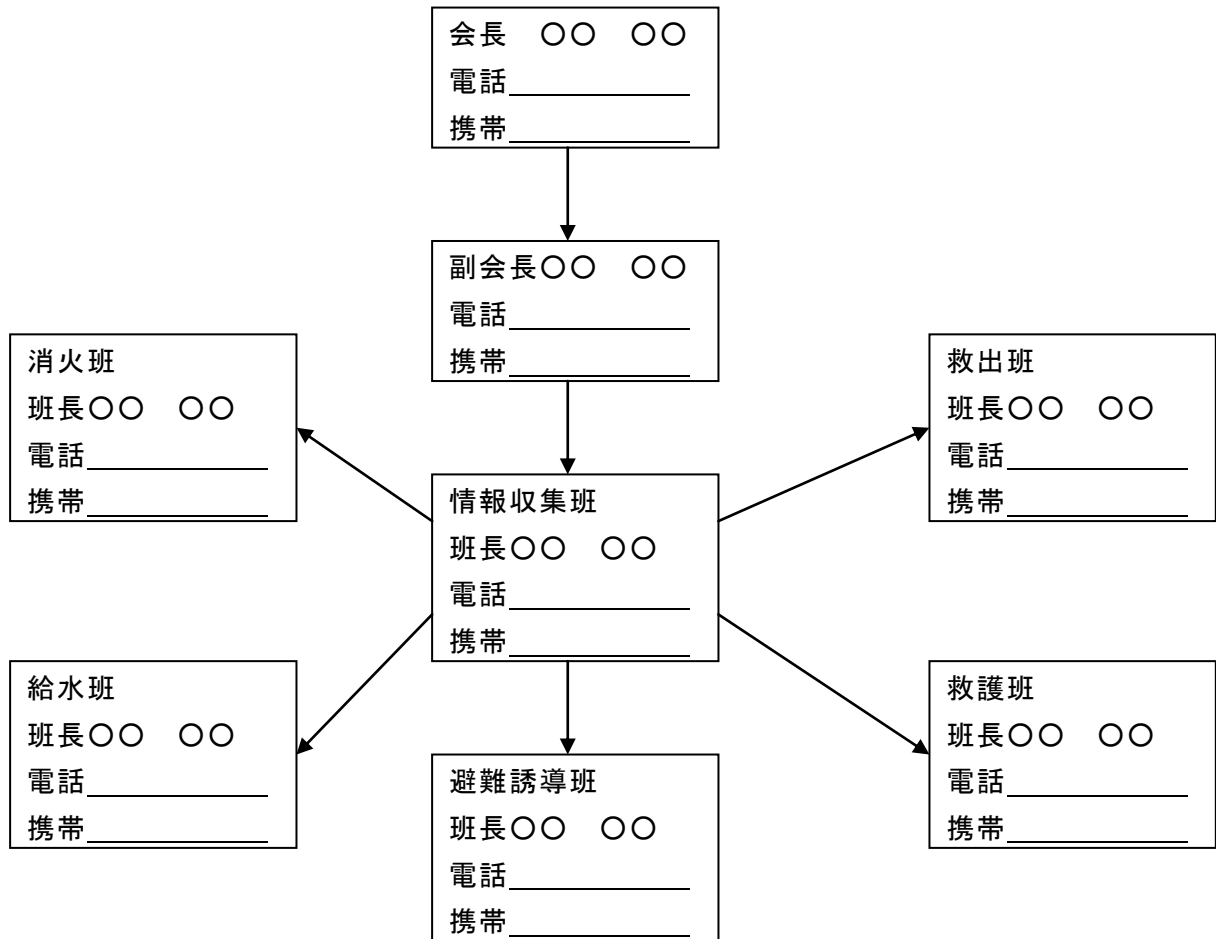
防災資機材等の備蓄および管理に関しては、計画的に行う。

(1) 配備計画等

防災資機材	数量	保管場所	管理方法
① 備蓄物資			
毛布	○○	○○会館	自主防災会で管理
ゴザ	○○	○○会館	自主防災会で管理
② 情報連絡用資機材			
ハンドマイク	○○	各班長宅	班長が管理
③ 初期消火用資機材			
消火器	○○	○○	○○
④ 避難救護用資機材			
救急セット	○○	○○	○○
⑤ 給食給水資機材			
ポリ容器	○○	○○	○○

見 本

〇〇自主防災会緊急連絡網



【重要】災害調査表

組名又は班名		調査日	年 月 日 時 頃
世帯主氏名		記入者	
住 所			
向三軒両隣名	[] [] []	[] []	

(被害状況は該当項目に丸印をして下さい)

被害状況	家屋		異常なし・全壊・半壊・一部損壊・家具倒壊・火災									
	人身被害	被害あり・なし	家族氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	死亡	行方不明	重傷	軽傷	特記事項
					世帯主							
避難場所												
【その他被害状況】												

災害調査表作成手順

1. 上記災害調査表を各家庭に、平常時、配布する。
2. 各家庭は、組名又は班名、世帯主氏名、住所、向三軒両隣名、家族氏名を記入し、保管する。
3. 震度5以上の地震等の災害が発生したら、被害状況、避難場所等を記入し、〇〇〇〇〇に渡す。(被害がなくても必ず提出して下さい。)
4. 〇〇〇〇〇は、災害発生から4時間以内を目途に各家庭より回収して、〇〇〇〇〇に提出し、報告する。